



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 要措置区域の指定（環境保全課）..... 1
- 形質変更時要届出区域の指定（環境保全課）..... 1
- 形質変更時要届出区域の解除（環境保全課）..... 1
- 歳入の徴収の事務の委託（平和祈念資料館）..... 2
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課）..... 2
- 県道路線の認定（道路管理課）..... 2
- 公共測量の実施の終了の通知（都市計画・モノレール課）..... 2
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）..... 3
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件（北部土木事務所）..... 3
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（宮古土木事務所）..... 3

正 誤

- 令和2年11月10日付け公報定期第4886号中訂正..... 4

告 示

沖縄県告示第255号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、要措置区域を次のとおり指定する。
令和3年4月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定する要措置区域 豊見城市字嘉数後原377番及び字長堂山垣原403番2
- 2 土壤含有量基準（土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 3 当該要措置区域において講ずべき指示措置 盛土

沖縄県告示第256号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和3年4月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定する形質変更時要届出区域 豊見城市字嘉数後原377番及び字長堂山垣原403番2の一部
- 2 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

沖縄県告示第257号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和2年沖縄県告示第135号で指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を次のとおり解除する。

令和3年4月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域 中城村字添石浜原69番1及び69番2の一部
- 2 土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 3 この告示により指定を解除する形質変更時要届出区域は、土壌汚染対策法施行規則第58条第5項第9号に該当する。
- 4 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置 掘削除去

沖縄県告示第258号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

令和3年4月20日

沖縄県平和祈念資料館長 雉 鼻 章 郎

- 1 委託した徴収事務 沖縄県平和祈念資料館に係る観覧料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社関西総合ビル管理
 - (2) 所在地 豊見城市字豊見城707番地
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

沖縄県告示第259号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年4月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡北大東村字中野151番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 水道事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定により、県道の路線を次のとおり認定した。

なお、関係図書は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
257	慶良間空港阿嘉線	慶良間空港	
		阿嘉漁港	

沖縄県告示第261号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南風原町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年4月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 南風原町字津嘉山
 - 2 公共測量を実施した期間 令和2年8月4日から令和3年3月29日まで
 - 3 作業種類 公共測量（基準点測量）
-

沖縄県告示第262号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

令和3年4月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公告認定対象区域 本部町字瀬底1081番1、2118番1、5750番及び5750番10
 - 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県北部土木事務所
 - 3 認定年月日及び指令番号 令和3年4月5日 沖縄県指令土第307号
-

沖縄県告示第263号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和3年4月20日

沖縄県北部土木事務所長 桃 原 一 郎

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 令和3年3月2日
 - 3 指定に係る道路の位置 名護市字為又為又原1194番107、1194番108及び1194番112
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 33.64メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル
-

沖縄県告示第264号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和3年4月20日

沖縄県北部土木事務所長 桃 原 一 郎

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
 - 2 指定の年月日 令和3年3月12日
 - 3 指定に係る道路の位置 名護市字饒平名掟原249番2、250番2、251番2及び252番2並びに250番2地先及び252番1地先
 - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 60.84メートル
 - (2) 幅員 4.10メートル
-

沖縄県告示第265号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和3年4月20日

沖縄県宮古土木事務所長 金城 盛 康

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和3年2月26日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字下里腰原1412番1、1413番1及び1414番1
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 122.82メートル
 - (2) 幅員 6.00メートル

正 誤

令和2年11月10日付け公報定期第4886号掲載の「使用の裁決手続開始の決定（沖縄県収用委員会告示第39号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
8	下から1	500分の2	500分の3
9	下から18	大城裕子 那覇市首里石嶺町2丁目127番地石嶺市営住宅A5-402 500分の1	大城裕子 那覇市首里石嶺町2丁目127番地石嶺市営住宅A5-402 500分の1
		玉城智子 糸満市字座波591番地の1 500分の1	

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---------------------------------------------	----------------------------------------------